

傍 聴 要 領

1 傍聴する場合の手続

会議の傍聴を希望する方は、事前申込みの上、会議の開催予定時刻までに、受付を済ませ、事務局の指示に従って会場に入室してください。

傍聴の申込み受付は先着順で行いますので、定員（５名）になり次第受付を終了します。

2 傍聴するに当たっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。

会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。

会場において、飲食などはできません。

会場において、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、会長が認めた場合は、この限りではありません。

その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害することはできません。

3 会議の秩序の維持

上記２のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。

おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。

傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。